

高知工業高等専門学校図書館規程

制 定 昭和40年 4月 1日
一部改正 平成27年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、高知工業高等専門学校内部組織規則第4条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、図書及び図書資料（以下「図書」という。）を収集、管理し、校内一般の利用に供するとともに、教育及び研究並びに教養の向上に資することを目的とする。

(図書館長)

第3条 図書館長は、図書館を統轄する。

(図書)

第4条 図書館において管理する図書は、次の5種類とする。

- (1) 一般図書（研究用図書、教養図書）
- (2) 貴重図書及び図書資料（CD、DVD、ビデオテープ等）
- (3) 辞典及び索引の類
- (4) 刊行物、雑誌、新聞、その他
- (5) 寄贈、寄託図書

(個人情報の漏えい防止)

第5条 前条において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年12月22日政令第250号）第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号）第40条の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(開館日等)

第6条 図書館の開館、閉館日時及び休館日は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認める時は、随時変更することができる。

開館 午前8時30分から午後7時まで（土曜日は午前9時から午後1時まで）

高知工業高等専門学校学則第6条第1項第4号から第7号に定める休業期間（以下、「休業期間」という。）中は、午前8時30分から午後5時まで

閉館 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、休業期間中の土曜日及び図書館長が必要と認めた日

(利用者)

第7条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校の教職員及び学生
- (2) 本校以外の者で図書館の利用を申し出た一般の利用者

(利用許可証)

第8条 前条に掲げる者が図書館を利用する場合は、第1号の者は身分を証明するものを、第2号の者は利用許可証を係員に提示するものとする。

(利用区分)

第9条 利用者は、次に掲げる区分により図書館を利用することができる。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出し
- (3) 参考調査
- (4) 文献複写
- (5) 書庫内図書閲覧

(閲覧・貸出し)

第10条 閲覧図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。

館内閲覧の場合 制限なし

館外貸出しの場合

区 分	時 期 等	貸出冊数	貸出期間
教 職 員	通 常	10冊以内	30日以内
本 科 生	通 常	3冊以内	14日以内
	休業期間中	4冊以内	休業期間中
専 攻 科 生	通 常	5冊以内	14日以内
	休業期間中	5冊以内	休業期間中
一般の利用者	通 常	3冊以内	7日以内

なお、教職員が教育、研究、実習又は事務処理上必要とする図書の貸出しについては所定の手続を経て研究室、事務室に必要期間備え置くことができる。

(貸出し禁止図書)

第11条 次の図書は、貸出しを許可しない。

- 1 貴重図書
- 2 辞典及び図鑑類
- 3 雑誌(最新号)
- 4 その他指定図書

(返納)

第12条 貸出し図書は転貸してはならない。貸出期間の終了した図書は直ちに返納しなければならない。

- 2 教職員が転任又は退職する時は、貸出し中の図書を返納しなければならない。
- 3 学生が卒業、退学又は休学する時は、貸出し中の図書を返納しなければならない。
- 4 貸出し中の図書は貸出期間中であっても、図書館長から請求のあった時は直ちに返納しなければならない。

(書庫内検索)

第13条 利用者が書庫内で図書の検索を希望する時は、係員の許可を得なければならない。

(規律)

第14条 図書館では、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 館内の秩序を乱さないこと。
- (3) 館内での飲食喫煙をしないこと。
- (4) 図書、器具その他の設備を汚損しないこと。
- (5) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(弁償)

第15条 利用者は、図書を破損、汚染又は紛失した時は、直ちに係員に届け出るとともに、同一の図書又は相当金をもって弁償しなければならない。

(利用の禁止等)

第16条 本規程、図書館の掲示事項又は係員の指示に違反した者には、図書館の利用を停止又は禁止する。

(雑則)

第17条 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。